

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

①地域の概要・立地

みやき町は、佐賀県の東部、佐賀市から東約20km、福岡市から南約30kmの場所に位置している。東部は佐賀県中核都市の鳥栖市と接し、北部(那珂川市)と南部(久留米市)で福岡県に接している。脊振山系に源を発した寒水川、切通川などが、なだらかな丘陵地帯と田園地帯を流れて筑後川に注いでおり、北部の山田公民館付近の標高は約80m、南部の向島公民分館付近は約4mと高低差が大きくなっている。当町で発生する災害は、大雨による山間部、丘陵部の急傾斜地の崩壊、低地の浸水や河川の氾濫などの水害が最も多く、その他暴風雨被害、干害、雷害、雪害などがある。

②想定される地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当町のハザードマップについては、想定し得る最大規模の降雨により、筑後川、寒水川、通瀬川が氾濫した場合の浸水状況を予測したものだが、県道北茂安三田川線以南については、ほとんどの箇所、農地部分で5m未満、集落部分でも3m未満の浸水を予測しており、洪水が発生した場合は甚大な被害が想定される。また、これ以外も特に河川沿いの箇所については、河岸浸食が発生する恐れがあり注意が必要となっている。

当町で発生する自然災害のうち、その大半は大雨によるものであるが、日降水量100mm以上の大雨は、6月から7月の梅雨期に最も多く、8月、9月の台風シーズンの順となっている。町内の寒水川、通瀬川、井柳川、切通川等の流域では水害をたびたび引き起こしている。

また、当町の南部には阿蘇山を水源として九州北部地方を東から西に熊本・大分・福岡・佐賀の4県を流れ有明海へそそぐ筑後川があるが、昭和28年6月25日～26日の大雨の際は当町にも甚大な被害をもたらしている。

商工業者へのリスクとしては、主要河川の氾濫による交通網及び物流の遮断に加え、事業所における施設・設備の浸水に伴う機械・精密機器の故障や在庫品の損失が想定される。とくに、浸水被害からの復旧には多大な時間とコストを要することから、廃業リスクの増大や地域のサプライチェーンに対する甚大な二次的影響を及ぼす恐れがある。

(土砂災害：ハザードマップ)

当町の山地丘陵の占める割合は、5分の1程度であるが、土砂災害警戒区域が養原、原古賀、東尾、白壁地域に集中し93箇所あり、過去にも災害が発生しており、今後も発生する可能性は高い。また、指定されていない箇所についても、傾斜部等は土砂災害の発生する可能性があるため注意が必要となっている。

商工業者へのリスクとしては、交通網の寸断や通行止めによる物流の停滞、災害の規模にもよるが復旧作業が長期化し地域サプライチェーンの分断を招くなど事業活動全般に甚大な支障をもたらす可能性がある。

(地震：ハザードマップ)

当町の地震ハザードマップによると、当会が立地する地域は佐賀平野北縁断層帯の上に位置しており、最大震度7の地震が発生した場合、地震時の震度は6弱から7までの地域が8割近くを占めており地震発生の際の影響が大きいことを示している。また、町の中南部は大半の箇所で液状化の危険度も高いと予想されている。

これまで、平成17年3月20日に発生した福岡県西方沖地震の際に震度6弱、平成28年

4月の熊本地震では、4月16日未明の地震で震度5弱を観測しており、今後も大規模な地震が起こりうる可能性も否定できない。

商工業者へのリスクとしては、店舗・工場の倒壊や工作機械の破損、棚卸資産の毀損といった直接的被害に加え、電力・通信・交通インフラの途絶による事業の中断のリスクが極めて高い。液状化の危険度も高いと予想されているため、復旧の長期化、復旧費用の高額化も想定される。

(その他)

当町は、台風が来襲する頻度が高く接近する時期は、6月から10月で、そのうち8月末から9月が最も多い。その経路は、九州の東岸や東海上を北上したものと九州の西岸や西海上を北上したものが最も多い。台風の風速は、台風の中心から50～150km付近が最も強く、中心から離れていても強風の影響を受けやすく、農産物の倒伏や構築物の破損など過去においてたびたび被害を受けている。

商工業者へのリスクとしては、風水害による店舗・工場の倒壊や棚卸資産の毀損といった直接的被害に加え、電力・通信・交通インフラの途絶による事業の中断のリスクが極めて高い。

(感染症)

新型インフルエンザは10年から40年の周期で出現し、世界的な流行（パンデミック）を繰り返している。

近年では新型コロナウイルス感染症に代表されるように、長期にわたり町民の日常活動を制限するとともに、従業員の感染不安も懸念され、すべての事業者の事業活動においても著しい影響を及ぼすことが明らかとなっている。

さらには、新たなライフスタイルが定着することによる新たな事業展開の必要性など、事業者にとっては災害と同等に大きな脅威となり得る。

(サイバー攻撃)

近年、機密情報の窃取や金銭の詐取を狙ったサイバー攻撃は国内外で常態化しており、その手口は極めて巧妙化している。特に昨今は生成AI等の技術悪用により、攻撃の精度と性能が飛躍的に向上しており、中小事業者であっても標的となるリスクが急激に高まっている。また、ランサムウェア攻撃を受けた場合、システムやデータが暗号化されることで業務が完全に停止し、復旧までに多大な時間とコストを要することから、事業継続を断念せざるを得ない事態に陥る恐れがある。

当地域の商工業者においても、デジタル化の進展に伴い会計・受発注・顧客管理、生産管理システム等でIT活用が不可欠となっているが、これらの脅威に対する認識や対策は十分とは言えず、平時からの備えが喫緊の課題となっている。

(2) 商工業者の状況（令和7年4月1日現在）

- ・商工業者等数 776人
- ・小規模事業者数 656人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	167	163	町内に広く分布
	製造業	99	72	町内に広く分布
	卸売業	26	16	町内に広く分布
	小売業	144	118	中原、北茂安、三根校区の人口密集地に多い
	飲食・	64	57	国道34号線、県道北茂安線・江見線の幹線道

	宿泊業			路沿いに多い
	サービス業	232	202	町内に広く分布
	その他	44	28	町内に広く分布

(3) これまでの取り組み

1) 当町の取組

- ・みやき町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（令和8年2月）
- ・みやき町地域防災計画の策定（令和6年11月一部改正）
- ・みやき町国土強靱化地域計画の策定（令和7年3月一部改正）
- ・防災備品の備蓄
- ・ハザードマップなどの配布や出前講座の開催
- ・災害情報共有システム（Ｌアラート）、緊急速報メール、防災行政無線、広報車、ホームページ、SNS（LINE等）など複数の手段による伝達方法の整備

2) 当会の取組

- ・佐賀県中小企業団体中央会主催のＢＣＰ策定セミナーへの参加推進
- ・個別事業者に対するＢＣＰの必要性に関する周知啓蒙
- ・事業継続力強化計画に係る国県施策等の情報発信
- ・事業継続力強化計画認定申請に係る個別支援
- ・佐賀県火災共済協同組合と連携した水災補償等の加入促進

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況（令和7年度）

- ・佐賀県中小企業団体中央会主催のＢＣＰ策定セミナーへの参加推進 年1回
- ・個別事業者に対するＢＣＰの必要性に関する周知啓蒙 年1回
- ・事業継続力強化計画に係る国県施策等の情報発信 年1回
- ・事業継続力強化計画認定申請に係る個別支援 3者
- ・佐賀県火災共済協同組合と連携した水災補償等の加入促進 1者

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

①専門的助言を行える支援体制の不足

現状では、緊急時の取組について佐賀県商工会連合会が大規模災害対応マニュアルを示し、みやき町商工会事業継続計画を策定したが、職員間でのマニュアルの共有が十分に出来ていないことや、災害に関する知識・ノウハウの蓄積が十分でないことから、平時・緊急時に対応できる体制が出来ていない。更には、近年災害が多発している中、災害に関しての損害保険・共済が多様化しており、小規模事業者のリスクヘッジを図るためには、職員の災害に関しての損害保険・共済の知識及び提案力を高めていく必要がある。

②事業者への意識付けとリスク認知の不足

小規模事業者にあっても、ＢＣＰ策定や事業継続力強化の取組の優先順位が必ずしも高くない、周知・啓蒙を行いながら、小規模事業者の事業継続力強化支援を行う必要がある。また、感染症対策において、町内小規模事業者に対して、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。同時に、サイバー攻撃においてはサイバーセキュリティに関する知識を深め、常に最新の脅威や対策について学ぶことが重要である。定期的なセキュリティ研修などを通じてセキュリティ意識の向上を図るとともに、万が一の被害に備え、事業継続の要となる「データの定期的なバックアップ」の重要性を周知し、確実な運用を定着させる必要がある。

【対策】

①外部機関との連携及び職員の専門性向上

専門知識を持つ経営指導員の不足を補うため、独立行政法人中小企業基盤整備機構等の専門機関と連携し、専門家派遣事業や実践的なセミナーを積極的に活用する。併せて、内部職員向けの研修会や勉強会を定期的に開催し、最新の支援制度や専門知識の習得を図ることで、高度な相談支援体制を確立する。

②事業継続力強化計画認定制度のメリット活用による能動的な取組推進

事業継続力強化計画の認定取得による税制優遇、防災・減災設備への投資、補助金における加算措置等の具体的メリットを重点的に周知する。事業者が「リスク回避」のみならず「経営基盤の強化」として前向きに取り組めるよう、実効性の高い情報の提供に努める。

3 目標

- ・町内小規模事業者に対し自然災害リスク・感染症リスク・サイバー攻撃リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・マニュアルの共有化と災害に関する知識・ノウハウを習得する。
- ・災害に関しての保険・共済の普及・啓発による小規模事業者の防災・減災対策を図る。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルールを構築する。
- ・発災後速やかな復旧・復興支援が行えるよう、また、域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがない。「海外発生期」「国内感染者発生期」「国内感染拡大期」「社内感染者発生期」と細分化することも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ・佐賀県中小企業団体中央会主催のBCP策定セミナーへの参加推進 年1回
- ・個別事業者に対するBCPの必要性に関する周知啓蒙 年1回
- ・事業継続力強化計画に係る国県施策等の情報発信 年1回
- ・事業継続力強化計画認定申請に係る個別支援 1者
- ・佐賀県火災共済協同組合と連携した水災補償等の加入促進 1者

※上記内容に変更が生じた場合は速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和8年4月1日～令和13年3月31日)

2 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 町内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

経済産業省、自治体等と連携し、町内小規模事業者における事業継続力強化計画の認定状況や、具体的な防災対策の進捗を継続的に把握する。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・全経営指導員がハザードマップを携行し、巡回指導の際に、事業所所在地にて想定される災害規模や、事業経営に与えるリスクを説明し、災害対策の理解を深める。
- ・当会ホームページ、メーリングリストを通じて国、県の施策情報やBCPの必要性、事業継続力強化計画認定事業者の紹介等を行う。
- ・関係機関や損保会社等が開催するBCP策定・啓発セミナーへの積極的な参加を推進し、災害対策における基礎知識習得を促す。
- ・保健福祉事務所や県担当課を講師に招き、業種別ガイドラインの研修や、新型ウィルス感染症の脅威、日常の中で取り入れる感染防止策についての知識習得を図る。

(3) フォローアップ

- ・小規模事業者のBCP策定、事業継続力強化計画の認定状況を把握し、想定される災害規模が大きな地区の事業者については一層の周知徹底を図る。
- ・年々、災害規模が拡大していく近年の状況を踏まえ、計画の陳腐化防止とさらなる実効性を担保するために見直しや修正の提案を行う。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・広報誌などで域内の事業者の事業継続力に関する有益事例を紹介する。
- ・同じ地域や同業種間での連携型事業継続力強化計画の策定を支援し地域・業種単位での復元力の向上を図る。

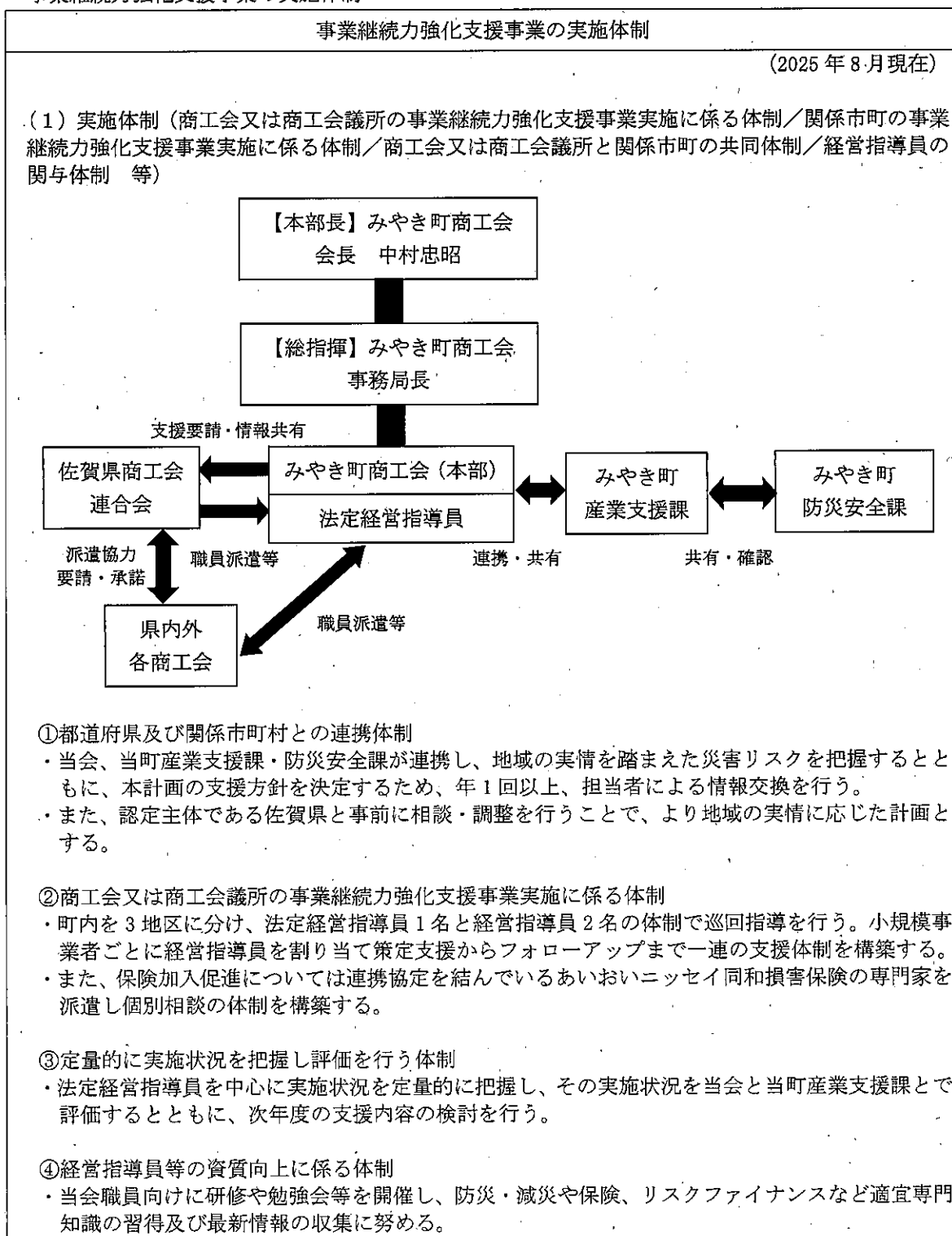
(5) 関係団体等との連携

- ・管内の金融機関に、当町のハザードマップやBCP啓発ポスターの店頭掲示ならびにBCP策定マニュアル等の設置を依頼し、管内小規模事業者に対する多方面からの周知協力を得る。
- ・関係機関、損保会社等が開催するBCPセミナー等への共催により、必要性の高い事業者のリストアップ先については順次、個別に参加を勧めていく。

※上記内容に変更が生じた場合は速やかに県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 池田 文昭 (連絡先は後述(3)①のとおり)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

- ・本計画の具体的な取り組みの企画、実行
- ・本計画に基づく進捗の確認、フォローアップ、計画のブラッシュアップ(年1回)

③広域経営指導員の当否

経営指導員池田文昭は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

みやき町商工会

〒849-0101 佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀 1043 番地 2

TEL: 0942-94-3328 FAX: 0942-94-4745 Mail: miyaki@sashoren.or.jp

②関係市町

みやき町役場 事業部産業支援課

〒840-1106 佐賀県三養基郡みやき町大字市武 1381 番地

TEL: 0942-96-5545 FAX: 0942-96-5530 Mail: sangyoushien@town.miyaki.lg.jp

※上記内容に変更が生じた場合は速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度
必要な資金の額	220	170	220	170	220
専門家派遣費	60	60	60	60	60
通信費	60	60	60	60	60
備蓄品購入費	100	50	100	50	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
県・町補助金（専門家派遣費・通信費） 事業収入・会費収入（備蓄品等）

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

①地域の概要・立地

みやき町は、佐賀県の東部、佐賀市から東約20km、福岡市から南約30kmの場所に位置している。東部は佐賀県中核都市の鳥栖市と接し、北部(那珂川市)と南部(久留米市)で福岡県に接している。脊振山系に源を発した寒水川、切通川などが、なだらかな丘陵地帯と田園地帯を流れて筑後川に注いでおり、北部の山田公民館付近の標高は約80m、南部の向島公民分館付近は約4mと高低差が大きくなっている。当町で発生する災害は、大雨による山間部、丘陵部の急傾斜地の崩壊、低地の浸水や河川の氾濫などの水害が最も多く、その他暴風雨被害、干害、雷害、雪害などがある。

②想定される地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当町のハザードマップについては、想定し得る最大規模の降雨により、筑後川、寒水川、通瀬川が氾濫した場合の浸水状況を予測したものだが、県道北茂安三田川線以南については、ほとんどの箇所、農地部分で5m未満、集落部分でも3m未満の浸水を予測しており、洪水が発生した場合は甚大な被害が想定される。また、これ以外も特に河川沿いの箇所については、河岸浸食が発生する恐れがあり注意が必要となっている。

当町で発生する自然災害のうち、その大半は大雨によるものであるが、日降水量100mm以上の大雨は、6月から7月の梅雨期に最も多く、8月、9月の台風シーズンの順となっている。町内の寒水川、通瀬川、井柳川等の流域では水害をたびたび引き起こしている。

また、当町の南部には阿蘇山を水源として九州北部地方を東から西に熊本・大分・福岡・佐賀の4県を流れ有明海へそそぐ筑後川があるが、昭和28年6月25日～26日の大雨の際は当町にも甚大な被害をもたらしている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当町の山地丘陵の占める割合は、5分の1程度であるが、土砂災害警戒区域が簗原、原古賀、東尾、白壁地域に集中し74箇所あり、過去にも災害が発生しており、今後も発生する可能性は高い。

また、指定されていない箇所についても、傾斜部等は土砂災害の発生する可能性があるため注意が必要となっている。

(地震：ハザードマップ)

当町の地震ハザードマップによると、当会が立地する地域は佐賀平野北縁断層帯の上に位置しており、最大震度7の地震が発生した場合、地震時の震度は6弱から7までの地域が8割近くを占めており地震発生の際の影響が大きいことを示している。また、町の中南部は大半の箇所で液状化の危険度も高いと予想されている。

これまで、平成17年3月20日に発生した福岡県西方沖地震の際に震度6弱、平成28年4月の熊本地震では、4月16日未明の地震で震度5弱を観測しており、今後も大規模な地震が起こりうる可能性も否定できない。

(その他)

当町は、台風が来襲する頻度が高く接近する時期は、6月から10月で、そのうち8月末から9月が最も多い。その経路は、九州の東岸や東海上を北上したものと九州の西岸や西海上を

北上したものが最も多い。台風の風速は、台風の中心から50～150km付近が最も強く、中心から離れていても強風の影響を受けやすく、農産物の倒伏や構築物の破損など過去においてたびたび被害を受けている。

(感染症)

新型インフルエンザは10年から40年の周期で出現し、世界的な流行（パンデミック）を繰り返している。

近年では新型コロナウイルス感染症に代表されるように、長期にわたり市民の日常活動を制限するとともに、従業員の感染不安も懸念され、すべての事業者の事業活動においても著しい影響を及ぼすことが明らかとなっている。

さらには、新たなライフスタイルが定着することによる新たな事業展開の必要性など、事業者にとっては災害と同等に大きな脅威となり得る。

(2) 商工業者の状況（令和7年4月1日現在）

- ・商工業者等数 776人
- ・小規模事業者数 656人

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	167	163	町内に広く分布
	製造業	99	72	町内に広く分布
	卸売業	26	16	町内に広く分布
	小売業	144	118	中原、北茂安、三根校区の人口密集地に多い
	飲食・宿泊業	64	57	国道34号線、県道北茂安線・江見線の幹線道路沿いに多い
	サービス業	232	202	町内に広く分布
	その他	44	28	町内に広く分布

(3) これまでの取り組み

1) 当町の取組

- ・みやき町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（平成26年11月）
- ・みやき町地域防災計画の策定（令和6年3月一部改正）
- ・みやき町国土強靱化地域計画の策定（令和7年3月一部改正）
- ・防災備品の備蓄
- ・ハザードマップなどの配布や出前講座の開催
- ・災害情報共有システム（Lアラート）、緊急速報メール、防災行政無線、広報車、ホームページ、SNS（LINE等）など複数の手段による伝達方法の整備

2) 当会の取組

- ・佐賀県中小企業団体中央会主催のBCP策定セミナーへの参加推進
- ・個別事業者に対するBCPの必要性に関する周知啓蒙
- ・事業継続力強化計画に係る国県施策等の情報発信
- ・事業継続力強化計画認定申請に係る個別支援
- ・佐賀県火災共済協同組合と連携した水災補償等の加入促進

II 課題

現状では、緊急時の取組について佐賀県商工会連合会が大規模災害対応マニュアルを示し、みやき町商工会事業継続計画を策定したが、職員間でのマニュアルの共有が十分に出来ていないことや、災害に関する知識・ノウハウの蓄積が十分でないことから、平時・緊急時に対応できる体制が出来ていない。

更には、近年災害が多発している中、災害に関する損害保険・共済が多様化しており、小規模事業者のリスクヘッジを図るためには、職員の災害に関する損害保険・共済の知識及び提案力を高めていく必要がある。

小規模事業者にあっても、BCP策定や事業継続力強化の取組の優先順位が必ずしも高くなく、周知・啓蒙を行いながら、小規模事業者の事業継続力強化支援を行う必要がある。

また、感染症対策において、町内小規模事業者に対して、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III. 目標

- ・町内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・マニュアルの共有化と災害に関する知識・ノウハウを習得する。
- ・災害に関する保険・共済の普及・啓発による小規模事業者の防災・減災対策を図る。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルールを構築する。
- ・発災後速やかな復旧・復興支援が行えるよう、また、域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがない。「海外発生期」「国内感染者発生期」「国内感染拡大期」「社内感染者発生期」と細分化することもある。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

みやき町商工会（以下「当会」）とみやき町（以下「当町」）の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。※【 】内はガイドラインP1における主たる項目区分

<1. 事前の対策>

本計画で想定する大規模災害（水災・土砂災害）および新型コロナウイルス感染症において、発災及び発現時に事業の停滞を回避すべく、管内小規模事業者の事前対策と意識の醸成および当会の支援体制の充実を図る。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知【①注意喚起・②情報提供・⑤知見の共有】

- ・全経営指導員がハザードマップを携行し、巡回指導の際に、事業所所在地にて想定される災害規模や、事業経営に与えるリスクを説明し、災害対策の理解を深める。
- ・当会ホームページ、メーリングリストを通じて国、県の施策情報やBCPの必要性、事業継続力強化計画認定事業者の紹介等を行う。
- ・関係機関や損保会社等が開催するBCP策定・啓発セミナーへの積極的な参加を推進し、災害対策における基礎知識習得を促す。
- ・保健所や県担当課を講師に招き、業種別ガイドラインの研修や、新型コロナウイルス感染症の脅威、日常の中で取り入れる感染防止策についての知識習得を図る。

2) 事業継続力強化計画の策定支援【③策定に関する指導及び助言】

- ・セミナーによる事業継続力強化計画の掘り起こしと併せて、令和元年・令和3年に被災された事業者などへの直接アプローチを行うことで、主体性かつ実効性の高い事業継続力計画策定支援を行う。

3) 当会の事業継続計画の作成

- ・佐賀県商工会連合会の「仕事の進め方～大規模災害編～」を参考に、令和7年7月に感染症の記載を盛り込んだ加筆・改正版を作成。(別添)

4) 関係団体等との連携【①注意喚起・②情報の提供】

- ・管内の金融機関に、当町のハザードマップやBCP啓発ポスターの店頭掲示ならびにBCP策定マニュアル等の設置を依頼し、管内小規模事業者に対する多方面からの周知協力を得る。
- ・関係機関、損保会社等が開催するBCPセミナー等への共催により、必要性の高い事業者のリストアップ先については順次、個別に参加を勧めていく。

5) フォローアップ【④フォローアップ実施】

- ・小規模事業者のBCP策定、事業継続力強化計画の認定状況を把握し、想定される災害規模が大きな地区の事業者については一層の周知徹底を図る。
- ・年々、災害規模が拡大していく近年の状況を踏まえ、計画の陳腐化防止とさらなる実効性を担保するために見直しや修正の提案を行う。

6) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（特に当地区では水害を想定）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。(訓練は当町が実施する住民や事業者向けの訓練等を活用し、必要に応じて共同実施する。)

< 2. 発災後の対策 >

発災時において最優先すべきことは人命救助及び被災者の災害救助であり、感染症においては社内感染者発生後の二次感染防止である。続いて事業経営の停止や遅延の回避・継続であることを当町、当会ともに十分に踏まえた上で、下記のとおり地区内の事業者支援対策を実施する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・当会は、休業日であれば発災後1時間以内、就業日であれば午前7時30分までに職員7名の安否確認（混線による不通を回避するために電話・メールではなくSNSを活用し安否ならびに業務従事の可否、家屋や道路の被害状況を共有する）を行い、その状況および体制について当町へ報告する。
- ・感染症については保健所の指示および県連合会が策定するマニュアルに基づき、当会による対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当町は家屋被害や道路状況など、住民生活全般に係る大まかな被害状況を当会へ随時提供するとともに、事業資産等の被害に関して知り得た情報も共有する。
- ・当会は地区内事業者における事業資産等の大まかな被害状況を当町へ随時提供するとともに、家屋や道路といった生活基盤の被害状況に関して知り得た情報も共有する。
- ・当町において、被害状況や被害規模に応じて決定された応急対策に従い、当会においても必要な支援協力体制を取る。
- ・職員全員が被災または感染等により応急対応が出来ない場合の役割分担、代替支援体制を決定する。

〈被害規模の目安〉※連絡が取れない区域については大規模な被害が生じていると考える。

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

3) 被害状況・感染者の県等への報告【⑥被害状況の把握及び地方公共団体への報告】

- ・当会は、管内事業者の被害状況に係る情報について佐賀県商工会連合会を通じて佐賀県産業労働部産業政策課に報告する。
- ・当会から佐賀県商工会連合会への報告様式および報告頻度は以下のとおりとし、当該情報は当町へ同じく報告する。
- ・ただし、県が報告方式を指定する場合には、当会または当町より、双方で共有した情報を県担当課へ報告する。
- ・感染症について感染者発覚後、速やかに保健所の指示に従い、みやき町担当課および佐賀県商工会連合会を通じて県担当課へ報告する。

〈報告様式〉※大規模災害の場合（その他様式は当会事業継続計画に掲載）

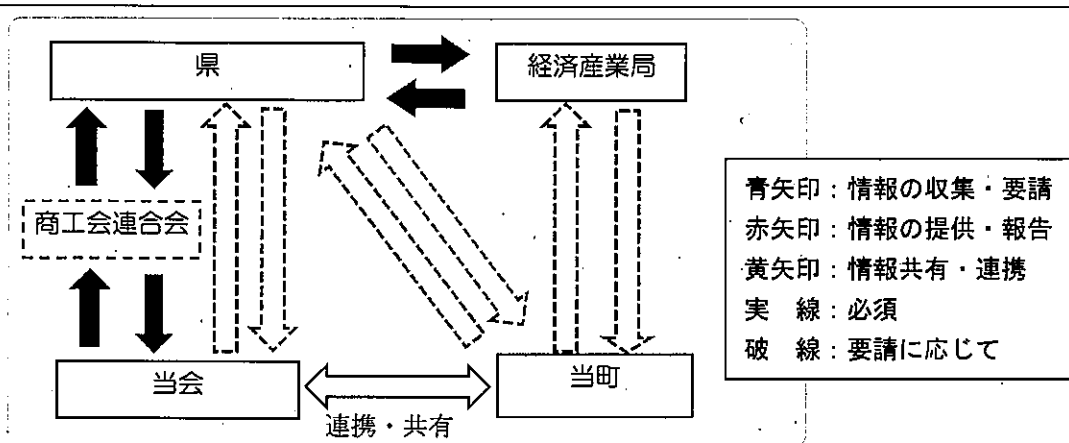
佐賀県商工会連合会 佐賀県産業労働部 佐賀県産業政策課 宛														
会員等被害状況調査														
被害状況（本部）					被害状況（支部）									
支店名	支店長	支店副長	支店主任	支店係長	支店係長	支店係長	支店係長	支店係長	支店係長	支店係長	支店係長	支店係長	支店係長	支店係長

〈報告頻度〉

発災後～1週間	1日に2回（9時・17時）共有する。
1週間～4週間	1日に1回（17時）共有する。
1カ月～2カ月	毎週一回（月曜日9時）共有する。
2カ月以降	必要に応じて共有する。

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、管内の小規模事業者の被害情報の迅速な収集、当町をはじめ関係機関への報告、指揮命令を円滑に行なうことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での情報収集や支援業務の遂行手段・人員体制について決定する。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額の算定方法について、前項の報告様式に基づき、あらかじめ共有しておく。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を県の指定する方法にて当会または当町から県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 当会と当町は相談窓口の開設方法について協議、決定する。(当会においては、国・県の依頼を受けた場合には特別相談窓口を設置する。)
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。当会及び当町は現在も未使用の会館または使用中の支所を有しており、代替窓口として優先的に検討する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者支援施策(国や県、市町等)について、地区内小規模事業者等へ巡回等による被害実態調査と合わせて周知を行う。
- ・ また、管内事業者への支援施策の新規創設について管内事業者の実態を踏まえ、議論、検討を行う。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設を行う。

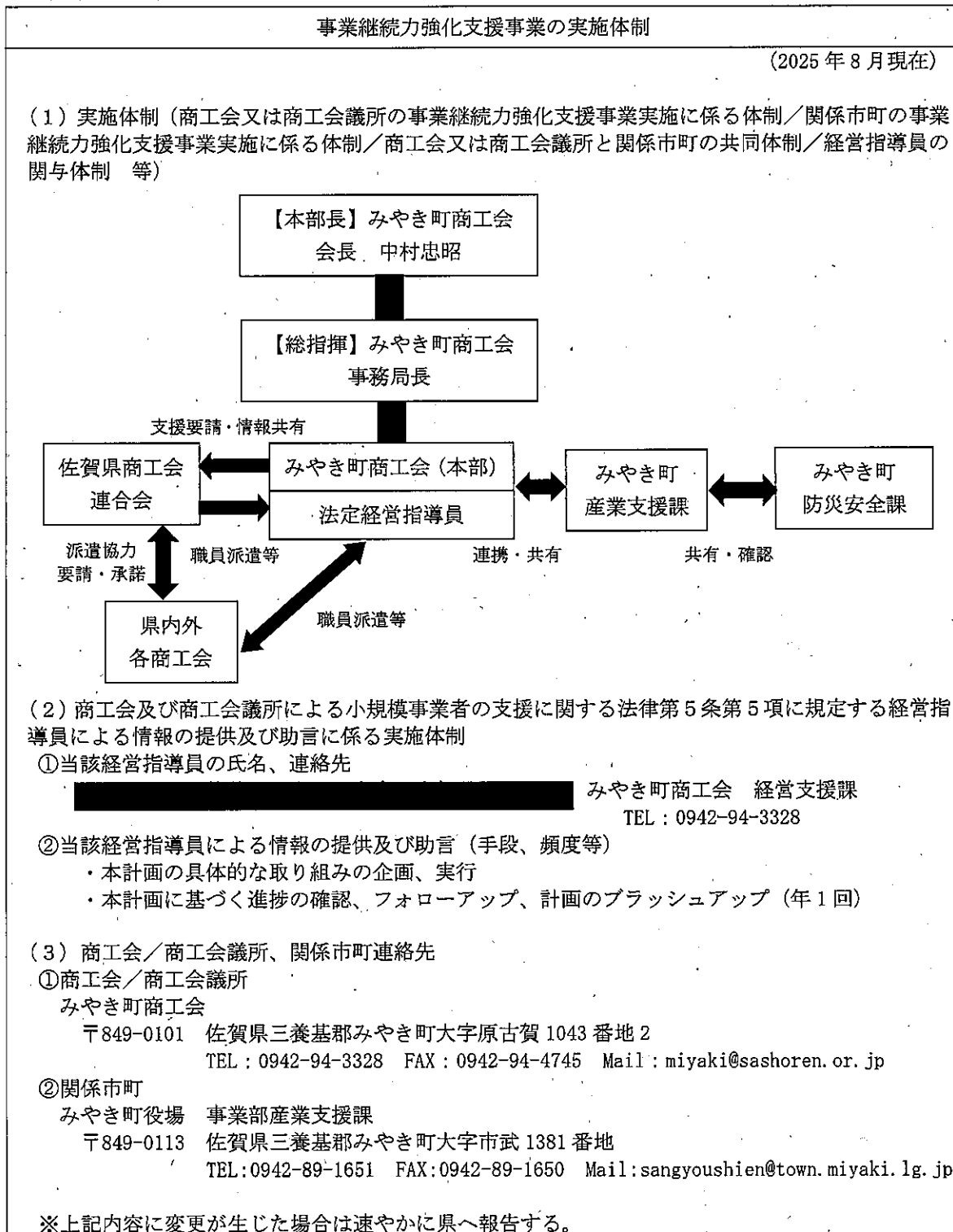
< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 当会と当町による協議、また県連合会と県等関係機関で協議による復興・復旧支援の方針に従い、被災事業者に対し支援を行う。
- ・ 災害規模が大きく、被災地職員だけでは対応が困難な場合、または今般の新型コロナウイルス感染症のように一部職員の感染が当会全職員の出勤停止に波及する場合には、他の地域または県連合会からの応援派遣等を県や県連合会に相談・要請する。
- ・ 地域内企業の状況を踏まえ、他の地域の商工会・商工会議所と被災事業の代替が可能な企業のマッチングを行い、サプライチェーンの維持を図る。

※上記内容に変更が生じた場合は速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度
必要な資金の額	220	170	220	170	220
専門家派遣費	60	60	60	60	60
通信費	60	60	60	60	60
備蓄品購入費	100	50	100	50	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
県・町補助金（専門家派遣費・通信費） 事業収入・会費収入（備蓄品等）

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
なし	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	